

天保五年秋田藩奥北浦一揆をめぐって

—— 一史料の紹介を中心に ——

高橋秀夫

A Riot by the people of Akita Clan in 1834

Hideo Takahasi (一九七二年十月三十一日受理)

一 はじめに

天保四巳年(一八三三)の大凶作による深刻な打撃を受けた翌五年一月の秋田藩仙北郡北浦地方におこったいわゆる前北浦一揆と、それに引続いて二月の奥北浦一揆はその時期に相前後する他の一揆や都市の打ちこわしとも関連してその規模や要求内容などから藩政上においても重要な事件としてこれまでも重視されてきている⁽²⁾。

しかしこの一揆がかなり広い範囲にわたる地域に影響を及ぼしていることを考慮するとき、この一揆についての史料の存在もかなり多様なものが予想される。また一九三七年という早い時点で武藤鉄城氏が『天保の仙北郡北浦騒動資料』(仙北郡白岩村、白岩書院刊)として、一九三二年に「仙北新報」紙上に氏がのせた「北浦士民一揆史」の抜粋した一文とあわせて農民、領主それぞれのサイドのを含む八つの史料を収めた史料集を公刊され、さらに同氏は戦後いち早く一九四七年、当時の制約された出版事情もあってか小冊子ながら『秋田農民一揆史』(秋田県農業会刊)を世に問い、当然この天保五年の北浦一揆も取り上げられているという先駆的な研究を持ちながら、その後個別分析や史料の紹介がかならずしも十分でない⁽³⁾。

たしかに一九六五年刊の『秋田県史』近世編下巻には一節をさいた叙述があるし、⁽⁵⁾『角館誌』第四卷(一九六九年刊)でもかなりの頁をさいて紹介しているなど、いずれもこの時期のことを取り扱った関係書は当然重視してそれなりの頁をさいて、新発見や苦心して広く材料を集めて多面的な叙述をおこなっている。

しかし周知のように一揆の史料は一般的にみて時代の制約と事件の性質か

らしてなかなかその真相や経過などを正確に示すものはすくなく、したがって可能な限り関係した材料を広く集めて検討しなければならぬ。
本稿は天保五年の奥北浦一揆のみに関するものではあるが一つの関係史料の紹介を意図し、あわせて若干の関係する内容に言及してみたい。

注

- (1) 青木虹二「百姓一揆総合年表」(一九七一年)の関係部分参照。
- (2) 大山茂「秋田藩における幕末政治史の起点」(「秋大史学」八号)・「幕末秋田藩の経済政策」(「秋田近代史研究」六号)など。
- (3) 武藤氏がこの時期にかかる史料集を世に問うたことの研究史上の位置づけについては、管見の限りではこれまで言及している人はおられないようであるが、筆者はやはり無視し得ないものと考ええる。
- (4) 種々の史料の限界などあろうが、関連して通史的叙述、たとえば町・村史類や県史といったものではふれているが、個別的研究では発表されたものは一つもないようである。
- (5) ただし、『秋田県史』(昭和版)近世編、上・下は、近世における農工商人民諸階層の複雑、屈折した一揆や多面的な諸斗争についての叙述は現在の研究水準では不十分なものとなっていると考えられる。

同書には村方騒動の全面的な分析にもとづく評価がないことや、民衆思想の問題などについてはほとんどふれていないという不十分さがあることを参画した一人として反省し、今後深めるべき課題として多くの人々とともに追求していきたいと思う。

現在の研究水準の段階を示すものとして、佐々木潤之介氏による

「人民」・「人民」規定参照。(幕藩制と封建的危機について)、同氏編『村方騒動と世直し』上、所収)

二 史料について

ここで取り上げて紹介するのは「天保五甲巳年仙北郡奥北浦騒立之次第」と題するもので、これは『自撰西天保凶箇見聞実録』という書物のなかに収められているものである。

この史料については後に全文を紹介するが、その末尾の記載によれば秋田郡太田新田村(現鷹巣町)の当時一九才の長谷川伊三郎が天保五年九月十五日、阿仁銅山方吟味役岩堀文四郎が同人弟の当時大館に滞在していた石川忠吉に書き送った書付を大館給人近藤五郎兵衛が借りて写したものをさらに又借りして書き写したものである旨明記してあり、その点では史料の価値もそれなりに評価してよいであろう。

このようにこの史料は武士側のものであるが、ここで注目されるのは、この一つの記録が、右の石川忠吉と近藤五郎兵衛がいかなる関係にあるか知らないがそれを書き写すというこの事件にたいする関心の深さであり、さらにその近藤と長谷川伊三郎の関係も不明でありなお後考にまちたいが、こうして何人もの手によってかかるものがそれぞれ書留められていることである。こうしたことが他の場でももしおこなわれているとすればなおさら今後の史料発掘の可能性は大きいだろう。

そして、この『天保凶箇見聞実録』そのものが天保八年(一八三七)にとりまとめたものであることが巻末に示してある。本書は南秋田郡昭和町にある石川理紀之助関係の資料を収めている石川文庫所蔵のものであり、現在同文庫に比較的多く保存されている近世の農業関係書の写本などから、石川理紀之助がかつて精力的に各地をめぐる歩いて調査蒐集したものの写本の一つとみられる。

同書にはこれ以外にもなお興味ある内容のものもみられるが、紙数の関係もありそれらは別の機会にゆずりたい。

三 史料の全文

天保五甲巳年(マ、午の誤)仙北郡奥北浦騒立之次第

一 天保五甲午二月十八日、奥北浦之者共銅山御回米取押の可申と大勢

明寺村へ押集候風説有之に付、同村御蔵宿九右衛門早馬を以角館へ西明寺の三里注進有之候故、御買米方役人千代六右衛門御足輕四人召連レ早馬ニテ馳付、暮頃九右衛門方へ着、御北家も代官手足輕三人召連レ同時ニ肝煎方正駈付候得共此夜別条なし

只六右衛門参掛ケ村外レニ三拾人位木陰ニ集居候者有之、何者と相尋候得共挨拶も無之候

此日郡方見回復森田老之助、田沢村ノ婦掛ケ下モ檜木内村上(西明寺ノ三里)老宿ニ付西明寺村ノ夜中同人へも注進ニ付、老之助ノ上之檜木内村詰合(上下式里半)御回米方役菊地孫四郎へも通達致候

一同十九日、角館御役屋より御足輕三人、御舛立指添遣候

扱朝ノ段々貝を吹立候所、村々ノ七八百打集リ次第ニ人数打重リ、昼頃ニ至リ千三百人位九右衛門屋敷を取囲ミ候

此朝五ツ時老之助下モ檜木内(マ、木取)駈付、九ツ時孫四郎上ミ檜木内(マ、木取)駈付、

六郎右衛門ト三人立会、何レ取鎮リ候様ニ声をからし御足輕杯駈回シ候得共中々鎮らず、元来右人数西明寺ニ有之御回米(百俵位)取押ひ、夫

下モ檜木内(米百五拾俵)をも取押ひ、大学野阿仁境迄も参候申会と相聞得候故、今朝老之助下檜木内出立之砌リ同寺肝煎申含メ、万一当

村迄押来候ては不容易事故、いづれ郷人共内意之筋も取斗得西明寺へ可能越申含候ニ付、早速郷人共罷越右人数へ加リ候故檜木内へは罷越候

扱昼頃ニ至候処、何レも空腹故飯を貰ひ度申聞、与ひ不申候ては如何成乱暴も難斗ニ付、六郎右衛門・老之助申合御回米之内拾四俵切はこし、九右衛門并ニ其外へも申付為炊、握り飯に致喰せ候所少々鎮リ候ニ付、三人立会何之訳ニテ大勢此所へ押寄候哉と相尋候得共返答致者も無之、暫クありて両三人罷出、先年形之御取扱被下度と申聞候先年形取扱とハ何事ト相尋候所、郡方被止置御北様御支配ニ被成下申出候

三人共左様之願筋は拙者共取扱候事不成候、扱又右鉢重キ願申立候へ、御役屋也願各申上候処、大勢此所正罷越候は不相分事ニ有之間敷哉と申候所、此返答ニは行詰り候様、良暫有之成程左様ニ御座候乍去何願申上候ても空腹ニテ致方無之故、米之有方え参リ物を喰候上之事と申聞候

夫三人并ニ北家代官杯色々申論、何レ此所引取候上御役屋へ願可申上、尤事落着無之内へ御回米運送へ致間敷杯種々申論候所漸々納得之様子ニ見得候故、三人尚又申合大勢御役屋引連候ては如何故、角館入口ニおゐて申合方も可有之相談致、老之助を少シ先ニ角館へ罷越、六郎右衛門は跡ニ残り彼是手配、孫四郎并ニ北家代官御足輕ハ右人数同様位ニ七ツ時九右衛門方出立致候、途中右人数え打混し参り、角館近く致生保内街道追分へ参り候所、右大勢角館へは老人も不入被殘左之方梅沢村之方へ懸抜逸散ニ罷越候故、孫四郎等ハ角館へ罷帰リ候此夜親郷梅沢村清右衛門方へ罷越、其方親父清右衛門、親郷能相助メ候故乱暴は不致候、其方も親父之通り能相助候ハ、杯と云併り同人方ニても式拾俵余飯為炊候

此夜を同所にて一宿致候

一同廿日、右人数親郷卒田村儀助方へ罷越乱暴、家は半くわしニ致、此処ニても飯為炊喰ひ、夫々人数次第ニ打重リ三千六七百人と相成、角館へは不入、川を渡り山を伝ひ雲然村へ罷越候

当村親郷久吉、兼て奢りものにて村々取扱も不宜哉、家蔵をこわし戸障子をたき、家財諸道具無残引出し微塵にいたし、乱暴狼籍云斗りなし、何レも久吉を尋候得共御役屋定詰居合せず、我々なんぞ当人打擲致候事ニは無之、只我等之着ル物を着せ仕事を為致見度迎尋回リ候由、爰ニても飯喰わせ、久吉平生御役屋ニて仕度致候通之料理ニて喰度杯喚き、夫々角館御役屋へ打向ひ、須田又右衛門并ニ武村市右衛門御回米方えも打向へ可申相談と相聞得候故、御役屋詰御副役近藤瀬兵衛、吟味役池田新兵衛ハ北家へ申達し有之ニ付、同所御指揮ニ依り御役屋警固のため北家、今宮兩組下給人五拾人余、御足輕拾人余相詰、乱暴之儀も有之候ハ、打拉可申用意致居候

又右衛門并ニ国安小市郎御回米御用、其外郡御回米方役人等不殘御

役屋へ相詰候、又右衛門宅へ親類共打寄警固致候由、扱雲然村へ那方見回役御足輕召連レ、差引役渡部才治・石崎藤治右衛門御小人召連レ、其外北家御指揮ニて御組下平野喜左衛門并ニ組頭小田野主水兩人指引御足輕無残武拾人召連レ出張リ、北家も家来兩人え家人共具足輕指派出張為致種々申論候得共一向不聞入、殊ニ北家家来組頭杯之申条ニ候得は冠を脱ぎ手を突承りものも有之、郡方御役人之申事なれハ一向

耳ニ入らぬ杯と申聞、中々取鎮リ候模様無之ニ付、無拗暮頃ニ至リ河内殿御歩行にて野務、御太刀家人共引連レ右場へ御出張、家来并ニ組頭を以旨趣御糺被成候所、願筋有之趣故願之筋有之候ハ、書付を以願可申上、妹ニ寄リ北家ニて出府被成候ても御取扱可被成候間、一ト先此場を引取り婦村致候様ニ被申論ニ寄候処、漸々承知之様子ニて左候ハ、北様之御墨付拝領申度杯と申ものも有之候由、家来・組頭夫々申有夜四ツ時ニ及て右人数漸々退散致候

奥北浦四拾余ケ村老統之騒立とハ乍申、分けて西長野・山谷川崎・川原・右三ケ村張本ニ可有之哉、老番跡へ残りよふく引取、右之趣、主水・茂左衛門御役屋へ罷出申聞候ニ付警固之面々も夜九ツ時御役屋引取申候

右村々人数之内四百人程掛掛ケ武村市右衛門方へ立寄飯之無心申聞、兼て用意置候ニ付握飯一ツ、与ひ候処、事なく引取候よし一右一件、郡奉行金易右衛門殿回在先え注進有之、帰府之途中刈和野村ニて承り夜通しニて廿一日朝御役屋へ着致候

一御家老須田内記殿横手御詰合申上候ニ付、是も夜通ニて廿一日明ケ時御役屋へ御着被成候

一廿二日孫四郎角館出立、阿仁へ罷越候ニ付、其後之事猶村々願筋駈と不承候得共、途中村々ニて承り候所、第一郡方被止被下度、木山方・薪方・御回米方、惣して諸役処・諸産物無残被止置、山川役銀御免、且高老石ニ付拾五貫文宛拝領被仰付被下度なと拾老ケ条之願書、当廿三日迄ニ村々より指出管之由、其内老ケ条ニても御取上ケ無之候得は又々騒立ニ相及候と申出の由、誠ニ不届至極之事と相聞得申候事

右之通二月廿五日、孫四郎直談ニて承候、六郎右衛門角館出立之御は必死之覚悟ニて重代カウカウ之一力を帯し出立致し候趣に御座候

右は阿仁銅山方吟味役岩堀文四郎同所詰合中、同人舎弟石川忠吉御救方御用ニて二月中大館表え詰合罷在候所、文四郎より申越候書付借写取候由、大館御地頭近藤五郎兵衛様より又借写取申候于時天保五年甲午九月十五日写之

長谷川伊三郎

十九歳写之

(「自癸巳至丁酉天保凶難見聞実録」所収)

四 内容の問題

右の史料をこれまでの研究で明らかにされてきた内容とのかかわりあいはいくつかの問題をとりあげてみたい。

まず一揆の発端であるが、この直接の原因は阿仁銅山への回米が平常年は四五千石のところ、この天保五年は前年の大凶作のために三百石ではあるがそれを強行しようとする藩側との対立に端を発した一月の前北浦一揆のあとをうけておこったものであった。⁽¹⁾

右の史料のなかでこれまであまり重視されていなかったことに次のことがある。二月十九日農民にむかって、「何之訳ニテ大勢此所へ押寄候哉」とたずねたところ、先年形の通り「郡方被止置、御北様御支配ニ被成下申出候」と郡奉行にかわって佐竹北家の支配を農民が要求とします。最初に出していることである。

この点については前掲『秋田県史』では何もふれておられない。『角館誌』第四巻は、「要は現在の郡方制度を廃し、以前のように北家支配の昔に返して貰いたいということであつて」とのべているが、その意義についての言及はない。

しかしこのことは重要な論点の一つと考えられる。ここで廃止の要求が出されている郡奉行とは寛政七年九月にあらためて設置されたものであるが、それは村方にかかわることは一切郡奉行の支配にまかせることとあらため、したがってそれは従来の各所預りの在地支配を大きく後退させるものであった。藩のこの政策に対する所預りの不満はその時点でも大きく、湯沢の佐竹南家の藩への上申書の内容からもそれはうかがえる。⁽⁴⁾

こうした支配層内部の反対にもかかわらず各郡に設置された郡奉行は、天明末以降から展開された藩政の一定の展開の結果として、荒廃した農村の復興を主軸にして、殖産政策をより積極的に推進するために設置されたものとみてよいが、それは農民にとっては収奪の強化以外のなものでもなかった。郡方の廃止、そして北家所預支配の復活要求は、設置からこの天保五年までの郡奉行支配が農民にとって何をもたらしたものであったかについての明確な回答の一つであったと考えられる。

農民がかかる行動に出たのは、たんにそれ以前の方がよかったといった単純なものではむしろある筈はなく、前月の近隣前北浦の農民斗争を目のあ

たりにしていたとはいえず、一旦かかる行動をあえておこすことは何を意味するかは彼等が知らぬ筈はなかった。

寛政四年（一七九二）四月、藩は代官宛に「御領中御百姓共願之筋有之候は、其支配ニ可申立之処、甚以心得違ひ、強訴・徒党騒之儀相催候者も有之儀に相聞得候」として、明和六年二月、安永六年九月の幕府触書の全文をかかげてあらためてその立場をはっきりと農民の前に示していた。

これが出された背景には、この寛政四年の何月かは不明だが春に、雄勝郡田子内村の農民が血判、強訴したことがあったと思われるが、同年十一月にはこの一揆の首謀者三人の処刑を示しつつあらためて代官宛の触が出されていた。⁽⁷⁾

したがってこの郡方廃止の要求が折衝した最初に藩側役人に持出されていることは、支配層内部の相互矛盾をたくみに利用しつつ彼等の要求を貫徹していくこうした巧妙な戦術とみることができのではなからうか。

また『県史』では、農民の要求は十一ヶ条とも十七ヶ条とも伝えられているがはっきりしないとのべているが、この史料ではっきり「拾七ヶ条之願書」とのべている。

のちに北家が藩宛の報告のなかで、「訳柄相尋候処、御役屋へ罷越願之義有之趣申聞ニ何等之訳柄と申義主立申立候者も無之候故」とのべているが、このところは大きいくいがいを見せているが、右の史料から判断すると、北家支配の復活という要求であれば、このところは当然あいまいに表現せざるを得なかったところであった筈であった。

一般的にみても、一揆に関する支配者側の記録は、一揆の経過や行動もさることながら、彼等がどのような要求を持出してきたかは記録にとどめておくべきポイントでもある筈であるが、これまでみたように郡方の廃止とは云えても、それ以上言及し得ないような内容を含んだものであったことが、領主側史料にはっきり農民の要求の内容を示しえず、それが十一ヶ条とも十七ヶ条とも云われるといった形でかわめてあいまいさをもってしか伝わらなかったのもそのへんに事情があったものと考えられる。

次にこの史料は、藩側の役人の動きも比較的良く伝えているように思えるが、あとでのべるような理由もありここでは深く立入らない。

注

- (1) この点について、前掲『角館誌』第四巻の、「誰が真先きに立つて農民を煽動したかわからないけれど、前北浦騒動のような農民一揆ではなく、いわゆる不逞をたくらむもののように、最初から暴動化していた。(中略)諸記録によれば訴訟は表面の申訳けで、首謀者は農民を利用して他都市への米の移動を押え、銅山仕送り用に充てた困い米を奪い飯料としたのであった」(一八九頁)という見解には賛成できない。筆者はやはり高度な政治的要求を含む一揆と考える。
- (2) 前掲『角館町誌』第四巻、一九二―三頁。ただしこの出典は何によつたかのべていない。
- (3) 『秋田藩町触集』(中)一五八頁。
- (4) 『秋田県史』近世編(下)、二二―三頁。
- (5) 前掲『町触集』(中)六二―四頁。
- (6) 明和・安永令の意義については、林基「宝曆と天明期の社会情勢」(岩波講座『日本歴史』近世四所収)、山田忠雄「宝曆と天明期の百姓一揆」(『日本経済史大系』第四巻所収)参照。
- (7) 前掲『町触集』(中)七八頁。なおこの一揆については、これまでその実体が明らかにされていない。
- (8) 前掲『県史』近世編、(下)一八七頁。
- (9) 前掲武蔵鉄城『天保の仙北郡北浦騒動資料』十二頁。

五 若干の課題

本稿で紹介した史料は事件に直接かかわりあいのあった藩側の直接の当時の記録でないために、全体の内容や、また二月三日以降の経過についてふれていないことなどに大きな限界をもつが、この一揆に関する多様な史料の一つとしてはそれなりの内容を持っていると考えられる。

我々が各地の庄屋文書などを播く時、書留類のなかに天保の大塩の拳兵の事件をしるしているのにおつかることがしばしばある。

天保五年の一月の前北浦一揆も含めて、この仙北郡を中心におこった一揆は、秋田藩にとってはこれまでに見なかつたような規模のものであった。そして天明飢饉以上といわれた前年の天保四年のそれとあいまって、その惨情をしるしたものや、ここに紹介したものがまさにそうであるよ

うに、そのなかに関連しておこったこの五年の事件をしるしたものがまだ残されているのではないかと予測される。⁽¹⁾

今後かかる史料の発掘になお一層の共通の努力がなされる必要があるのではなからうか。

第二に、「県史」では天保四年八月の土崎の沖仲仕騒動との関連についてのべているが、今後さらにこの一揆のおこった仙北郡を中心とする地域の諸情勢がより追求されねばならないのではなからうか。

天保四年十月におこった山谷川崎村の傘連判の動きや、⁽²⁾同五年二月二六日の同郡稲沢村の一揆などはまったく別個のものとは考えられないように思われる。さらに天保十一年の堀見内村やその周辺の村々の一揆などもその一定の影響と考えられないこともないように思われる。

藩側の問題でも、この五年二月の奥北浦一揆のおこった時、刈和野に滞在中の郡奉行金易右衛門、さらに横手におった家老須田内記が急拠しらせを聞いてかけつけてきたことになっているが、藩側が前月のこともあり仙北郡、さらに領内全体に不穏な状態がみられ予期せぬ突然的な事態に対処するための戦略的な配置であったとはみられないか。すでに二月十日頃、仙北郡荒川村でも「御弘米・御救米一円御指支にて、拙者詰処荒川村杯にてハ誠ニ大騒キニ御座候」⁽³⁾と同村役屋話の一藩士は書きしるしていることや、三月に入つてすぐの藩主のあわただしい三郡巡視の行動からみても決して仙北郡北浦地域のみの問題ではなかつたと考えられよう。

さいわいこの時期や一揆を藩庁首脳部がどのように認識していたかについては、当時の評定奉行であった根本左司馬の日記が紹介されている。これによつてもこの深刻な事態を前にして「領主的危機」⁽⁶⁾への対応をめぐつて藩側の一定の内部的対立がみられる。

こうした「不穏」な情勢を緩和するためにこの一揆の直後の三月四日には領主みずからがただちに出立して仙北郡をはじめ平鹿・雄勝と三郡を「類例も無之程御小勢にて」⁽⁷⁾巡行し、肝煎・郷人ばかりでなく「小百姓式三人ツ」⁽⁷⁾召寄せて論じて歩かねばならなかつたという事実は何にもましてこの時期の藩のおかれた立場をはつきりと示していると云えよう。

したがってこの時期の領内の他の地域の動向やその影響ともあわせて藩側の動きについてもより追求が要請されよう。

第三に、これまでのこの一揆研究は、騒動記類が先に紹介されたという事

元治元年(1864) 仙北郡奥北浦村々産物(単位. 銭貫, 預り札か)

| | | |
|-------|--|--|
| 田沢村 | 駄駒 2才 69疋 蚊屋地 61〃 薪引 2000反位 細布 1500反 薪 10000本 絹糸 1000棚 絹干 15貫 菌 100000連 | 96600 160271 80000 105000 30000 40000 50000 10000 |
| | 計 | 571871 内 { 100000 収納米1000俵買入代 100000 村中飯料米 39000 村中入用塩300俵買入代 |
| 上檜木内村 | 駄駒 2才 25疋 絹糸 19〃 薪 25貫 布蚊屋地 300棚 絹干 蚊屋地取合1000反位 菌 30000連 | 32500 26600 82500 12000 50000 3000 |
| | 計 | 206600 |
| 下檜木内村 | 駄駒 2才 23疋 絹糸 70貫 蚊屋地 300棚 薪 300棚 | 32200 84700 231000 12500 87500 12000 |
| | 計 | 459800 (ママ) 実際は [459900] |
| 生保内村 | シナ布 2500反 蚊屋地 3500〃 駄駒 2才 31疋 薪 49〃 地竹 1000駄 膳捌取合 24000枚 竹ノ子 | 62500 157500 40300 107800 100000 60000 20000 |
| | 計 | 548100 |
| 白岩前郷村 | 瀬戸物 年1000両 菅真綿 但釜主5人にて釜数60 250両位 | 1250両位 |
| | 計 | 1250両位 |
| 西明寺村 | 駄駒 2才 26疋 薪 9〃 菌 30石位 | 29000 30000 120000 20000 |
| | 計 | 199000 |
| 小山田村 | 薪 100棚 | 12000 |
| 西長野村 | 駄駒 2才 18疋 薪 13〃 炭 100棚 | 12000 22000 12000 5000 |
| | 計 | 51000 |

情や、また史的制約もあってか、この地域の農村構造や農民諸階層の具体的状況とのかかわりあいではほとんど追求されてきていなかった。この間の空白はなんといっても大きく、農民の諸要求のなかに見られる木山方・養蚕方の廃止などは、この地における一定の商品生産の展開と藩政策の矛盾を予測させるもののはっきりした事実はわからない。

次の表示は天保より後の幕末期のものであるが奥北浦の産物取調の一史料である。これがこの時期の平均的状況を示すものであるかどうか、また天保の時期にそのまま適用できるかどうかについては速断はできないが一つの手がかりとして示しておく。

・ 元治元年「奥北浦村々之内産物大凡取調」(国立史料館蔵, 小貫文書131号)より表示。

第四に、この一揆は阿仁鉱山への回米に端を発したのであったが、この一揆の問題に関連して、この天保期ばかりでないが凶作と回米をめぐって鉱山の状況はどうであったのか、また鉱山での斗争の問題についてもこれまでほとんど解明されていない。

前者については、この奥北浦の場合でも西明寺村での阿仁回米の倉の開くのを要求したとき、農民側ではその米を頂戴できるなら自分達はそれを食べて阿仁へ行き坑夫になって働いてもよいと云った由を伝えたとする史料もある。

(9)

後者については、直接この時期のことは不明だが、管見の範囲では明和二年(一七六五)正月、大葛鉱山の坑夫たち四三人が城下久保田に直訴する事件がおこっている。

こうした問題の追求も一つの視点として無視することは出来ないであろう。いますぐかかる論点のすべてをみたくことは無理かもしれないが、最近我

々は幕末の慶応二年（一八六六）武蔵国一帯を広くまきこんだ世直し一揆の史料集を手にすることが出来るようになった。

これは九人の共同研究者からなる近世村落史研究会編『武州世直し一揆史料』（一九七一年、慶友社刊）で、関係地域の村方文書を広くあさり、戦後の関東地方史研究の成果とあいまってとりまとめたものである。⁽¹¹⁾

かかるすぐれた先例に学びながらこの一揆についてもさらに多くの史料の探索と研究がなされる必要があるであろう。

注

(1) 秋田藩の凶作記録として市町村史誌類を別とすればこれまで高橋正作「飢歳懐覚録」（『日本庶民生活史料集成』第七卷所収）や、成田兵左衛門「老農見聞録」（『新秋田叢書』第十五卷所収）が刊行されている程度でまだ比較的とほしいと云える。

「角館時報」昭和三十年一月二三日（四〇八号）、二九日（四〇九号）は「百姓一揆貴重資料発見―農民側の記録―」と題し新史料の発見を報じ、要約したその内容を示している。

前掲『角館誌』第四巻は豊富なこの一揆関係史料の出典を注記しているが、その所在についてはふれていない。

(2) 前掲『角館誌』にはこの連判状の写真をのせている。

(3) 『協和村郷土誌』九三〜九五頁。

本書で出典として示している「万日記」はこの誰の日記であるかなにもふれていないが、かつて筆者は昭和三十年三月武藤鉄城氏から氏の筆録した鈴木市兵衛の「天保四年癸巳万日記」を見せていただいたが、それと同一のものと思われる。鈴木は事件当時仙北郡荒川村役屋詰であった。なお原本所蔵者は不明である。

なお同書によればこの一揆について村に二説の異なる云い伝えが残っている旨のべているが、それは一体いかなる理由によるものかきわめて興味深い。

(4) 『高梨村郷土沿革紀』二五九〜二六〇頁。

(5) 『秋田県史』資料編近世下、一〇三三〜一〇四一頁。

(6) 「領主的危機」・「封建的危機」については前掲佐々木潤之介論文参照。

(7) 前掲(3)鈴木「万日記」

(8) わずかに加藤民夫「織豊期の北奥羽村落―北浦・比内両地方の考察―」（『秋大史学』十三）があるだけである。

(9) 前掲「角館時報」四〇八号。

(10) 「石井忠運日記」八、（県立秋田図書館蔵）明和二年二月五日の条。なお、「荒谷家文書」（国立史料館蔵）によれば一九世紀にも同鉱山にはそうした事件があったらしいが、筆者は未見である。（『同館史料目録』十八集、一一〜一三頁。）

(11) この世直し一揆についてはこれまでも多くの論文があり、本来が「史料集」であるにもかかわらず、注連本直哉「史学雑誌」（八一の八）、横山十四男「史潮」（二〇九号）、村上直「日本歴史」（二九三号）など各氏によって取上げられ紹介されているのは偶然の一致とは云えないだろう。

(付記)

本稿で示した史料は、漢字は当用漢字に、変体がなは普通のかなにし適宜読点を付した。

本稿引用の史料調査にさいしいつもかわらぬ便宜をはかってくださる石川尚三氏や探訪に同行の田口勝一郎・松淵真洲雄氏、またこの期の一揆の意義について教示を得た大山茂氏に深く感謝し、またかつて数回にわたって蒐集筆写した資料の閲覧を心よく許していただいた故武藤鉄城氏、紹介の労をとってくださった半田市太郎氏の御好意をあらためて想起する。

本稿提出後、「八丁夜話」（『新秋田叢書』第二期、第一〜二巻）が刊行された。

同書（第二巻、二七六頁以下）にこの一件に関係した部分の記載があることを付記しておく。